

日本スピードボール協会 選手服装規程  
(ユニフォーム)

総則

日本スピードボール協会（以下「本会」という）が主催する国内競技会に参加するチーム、選手のユニフォームについて、次のように定める。

第1条（ユニフォーム）

1. ユニフォームとは、シャツ、ショートパンツ、ソックスが含まれる。
2. 競技者のユニフォームは、ソックスは除き、シャツとショートパンツはチームごとに統一しなければならない。
3. チームはカラーの異なった2種類のユニフォームを用意することが望ましい。ユニフォームのメインカラー（主たる色）は、65%以上を占めていることとする。
4. ユニフォームの形状は別に定める細則による。

第2条（ユニフォーム着用の義務）

1. 以下に掲げる事柄に関係する際は必ずユニフォームを着用しなければならない。
  - ア 競技に出場する際
  - イ 開閉会式に参加（参列）する際
  - ウ 表彰を受ける際
2. 開閉会式、および受賞の際はウォームアップスーツの着用を認める。ただしこの場合もチームとして統一されたものであることとする。

第3条（チームネーム）

1. シャツの胸部また背部ならびに肩に、本会に届け出た正式なチームネームまたはチームニックネーム、略称のいずれかを付けることができる。
2. チームネームのサイズやデザインは規定しない。
3. チームのシンボルマーク（社章・校章・略号）をつけても良い。

第4条（選手名）

1. シャツの背面上部中央に、着用する競技者の選手名又は通称を表示しても良い。
  - ① 選手名を表示する場合、出場する選手全員が表示すること
  - ② 文字はアルファベットにより表記する

第5条（スポンサー・ロゴおよびユニフォーム広告）

1. ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマーク及びユニフォーム広告を胸部及び背部の選手番号の下または袖に付けることができる。また個数の制限はしないがトータル400cm<sup>2</sup>を超えてはならない。
2. 2 これらを付ける場合は、見本デザインを提出し、本会の許可を得るものとする。また、試合会場（体育館等）の規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払うものとする。
3. チームのスポンサー以外の24cm<sup>2</sup>のマニファクチャー・ロゴ（製造販売メーカー等のロゴ）をシャツ・ショーツにそれぞれ一箇所だけ付けることが許される。但し、ソックスは左右の内側と外側に2カ所付けても良い。

#### 第6条（チーム役員および選手の服装）

1. コートサイドに入るチーム役員は、ネクタイをしてジャケットを着用するか、チームで統一されたトレーニングウェアを着用する。
2. 選手と異なるトレーニングウェアを着用する場合、チーム役員は統一されたものを着用する。
3. 選手及び役員が着用するトレーニングウェアのマニファクチャー・ロゴならびにスポンサー・ロゴとトレーニングウェア広告は、試合用ユニフォームに関する第5条と同様な取扱いとする。

#### 第7条（規程の変更）

本規程の変更は、本会定款第47条による。

#### 第8条（施行）

本規程は、平成25年4月1日に制定、施行する。

## 細則

### 細則1 ユニフォームの形状について

	男子	女子
シャツ	<ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツ用のシャツを用いること。</li><li>・半袖、長袖など袖の長さの選択は自由</li></ul>	
ショートパンツ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ショートパンツの裾の長さは膝が隠れないものとする。</li><li>・カーゴパンツ、ジーンズ、チノパン等は禁止。</li></ul>	
カラー	<ul style="list-style-type: none"><li>・色は自由とする。</li></ul>	

\*ユニフォームを選択する際には、テニス、バドミントン、卓球の各競技ユニフォームを参考にとすると良い。